指定校以外に通うための２つの制度（特認校制度と学区外・区域外就学）について

山梨市では、住所に基づいて指定される学校（指定校）以外の学校へ通学できる２つの制度があります。
教育環境の選択を目的とする「特認校制度」と、家庭の事情や転居に対応する「学区外・区域外就学」の違いを解説します。



制度の目的と対象校

特認校制度：教育の特色で選ぶ

きめ細かな教育や特色ある活動を希望する方が対象です。

利用条件と申請のポイント

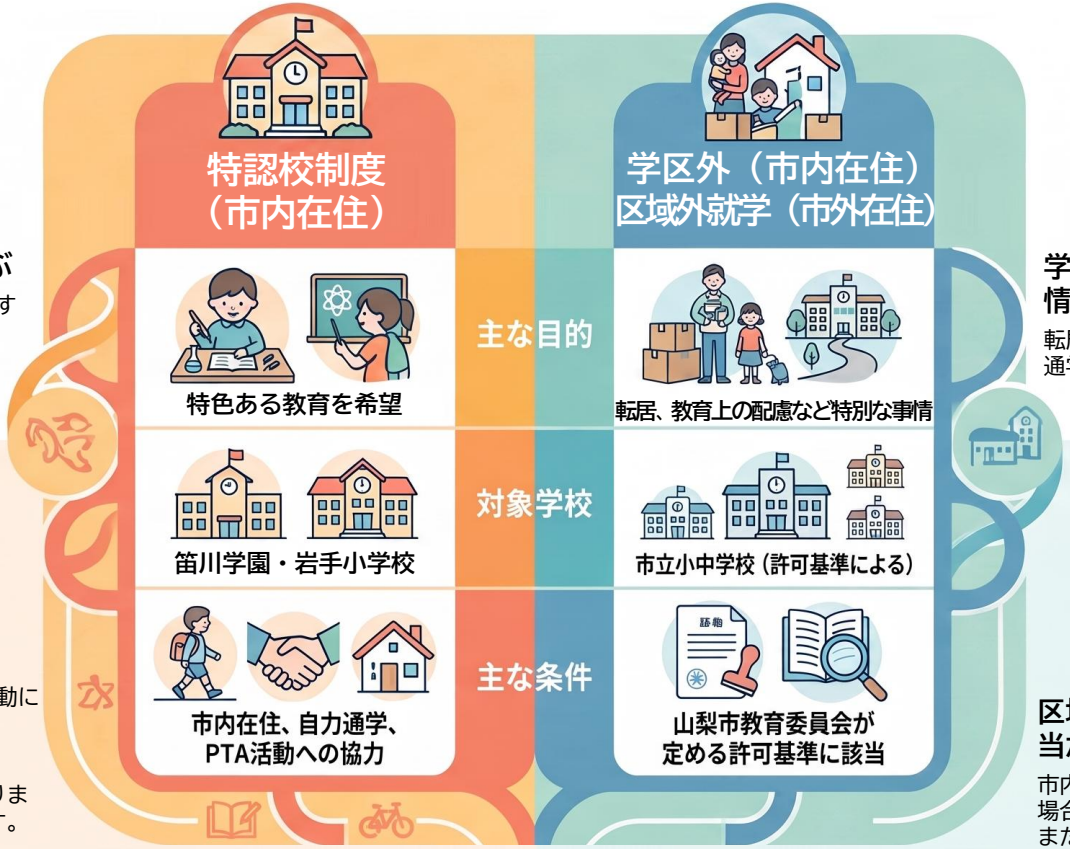


特認校は「自力通学」と「PTA協力」が必須

保護者の責任で通学させ、学校やPTA活動に賛同・協力できることが条件です。

定員超過時の決定方法

特認校は希望者が多い場合に抽選となりますが、兄弟姉妹の在学者は優先されます。





制度の目的と対象校

学区外・区域外就学：やむを得ない事情で選ぶ

転居や教育上の配慮が必要な場合に、円滑な通学を確保するための制度です。

利用条件と申請のポイント



区域外就学は「許可基準」への該当が必要

市内での転居後も元の学校に通い続けたい場合など、特定の理由が必要です。
また、市外在住者の場合、在住する教育委員会への書類申請も必要となります。

※　いずれの制度を利用する場合にも、所定の申請書が必要となります。

詳細については、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先　山梨市教育委員会　学校教育課　学校教育担当　0553-22-1111　担当：前嶋